

会議名 (審議会等名)		川西市政治倫理審査会		
事務局 (担当課)		総務部行政室総務課 内線(2322)		
開催日時		16年9月24日(金) 19時00分～22時00分		
開催場所		7階 大会議室		
出席者	委員	末澤誠之 藤田弘道 横田信之 三井春子 田中清 若松省吾		
	その他			
	事務局	総務部長、行政室長兼総務課長兼防災安全課長、総務課長補佐及び総務課主査		
傍聴の可否		<input checked="" type="radio"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	35人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		(1) 被調査請求者の尋問について (2) その他		
会議結果		(1) 甲第15号証から第20号証まで及び乙第2号証から第16号証までを証拠として採用することとした。 (2) 今回の第5回政治倫理審査会をもって結審することとした。 (3) 調査請求者及び被調査請求者は、意見があれば3週間以内に提出することができることとした。		

会長 ただいまから川西市政政治倫理審査会を開催します。

証拠の採用関係を少し尋問を行う前に整理いたしますが、甲第15号証から第20号証までの新聞関係ですね。それから乙第2号証から第16号証まで、これらを提出されておりますので、これらを証拠として採用します。

次に、村上議員に対する尋問を行います。前回お願いしましたように具体的な質問事項を書いていただいておりますので、それを参考に一問一答という形で聞いていくのですが、請求者自身で聞いていただけますか。それで例えば、複雑になるとか、質問の趣旨が分りにくいときは、私の方で介入して聞いたり、あるいは他の委員が同じ質問をもう少し聞きたいときはその段階で聞いたり、そういうやり方でさせていただきます。

一応は、請求者第1号の方から聞いていただくのですが、質問する前にお名前を言ってから質問してください。

この形で質問を始めてもいいですか。

事務局 さしつかえなければこのままでお願いします。

第1号調査請求者 第1号調査請求者です。よろしくお願ひいたします。それでは事前に提出いたしました質問を書面にて用意しております。それに沿って進めていきたいと思ひます。初めに、今年1月5日交通事故に関して伺ひます。村上さんは、事故の当日まで、普段は自動車で通っておられたと思うのですが、ご自宅から職場である市役所までどのような経路で通っておられましたか。

被調査請求者 座ったまま失礼します。普段は自宅から所有しておりました軽自動車にて、先ず、バイパスに出まして、南下しまして川西役所西の交差点を曲がる時もありまして、100メートルほど手前を左折して出勤しておりました。そして事故と同じ経路をたどったこともございます。

第1号調査請求者 恐れ入りますが、あそこに地図を用意して下さっていますので、それを使って示していただきたいのですが、ごく現場付近に限られた地図ではありますけど、次の質問も含めて大事な質問になってこようかと思ひますので、是非お願いします。

被調査請求者 自宅から役所までの通勤ルートですか。恐れ入りますが、その地図では自宅から役所までの通勤ルートが地図の縮尺が大きすぎて説明できないのですが。

会長 通勤ルートは、何ルートですか。

被調査請求者 3ルートです。

委員 一番よく使うルートはどのルートですか。

被調査請求者 一番よく使うルートは、萩原の自宅をでまして、萩原バス停のところまでまして、そこを右折、南下いたしまして、川西市役所西の交差点若しくは100メートルほど手前のところに左に行く道があるのですが、そこを通過して通勤しておりました。

副会長 事故を起こされたルートは、どれくらいの頻度で使っていましたか。

被調査請求者 何度かは確実にございます。

会長 どういうときに事故を起こされたルートを使用するのですか。

被調査請求者 普段のルートはよく渋滞いたしますので、やや時間的に焦っているときに、抜け道という形で通っておりましたので、時間的に急いでいるときに通っていたと思います。

第1号調査請求者 1月5日の当日の朝は急いでらっしゃいましたか。

被調査請求者 年始でございましたので、年末からの書類といたしますか、仕事上の書類がたまっておりましたので、それを早く目を通したり、処理をしたりしなければいけないと思っておりましたので焦っておりました。

第1号調査請求者 事故を起こした当日のことなんですが、村上さんはその道を通って市役所に行こうとなさっていたとそのように理解してよろしいですね。

被調査請求者 さようでございます。

第1号調査請求者 その事故の瞬間なんですけれども、交差点を通過したときなんですけど、現場をこの地図で示していただけますか。

被調査請求者 (地図上で現場を示す。)

第1号調査請求者 そのときのご自分の進路と、被害者が通ってきたであろう道を矢印で書き入れてもらえますか。ご自分の進路を青の矢印でお願いします。事故に至る前の進路もお願いします。

被調査請求者 (自分の進路を地図上で示す。)

第1号調査請求者 次に被害者の方がどのように歩いてきたのかを警察の方から説明を受けてらっしゃると思いますが、どのように受けてらっしゃいますか。

被調査請求者 (被害者の進路を地図上で示す。)

第1号調査請求者 ありがとうございます。

この南に進むこの道を通られたのは当日が初めてではないと、先ほどお伺いしました。歩行者が西側から歩いてくる、そこに道があることはご存じでしたか。

被調査請求者 はい。存じておりました。

第1号調査請求者 そこで交差点を横切るときに自動車を運転しておられる村上さんは、その交差点での安全確認を怠ったということですね。

被調査請求者 安全の確認が十分ではなかったことは、事故後の現場検証にてよく分かりました。

第1号調査請求者 ご自分の運転なさっている車に、その場所で人にぶつかったということは分かりましたか。

被調査請求者 相手の被害者の方に気がついたのと衝突をしたのは、私の感覚では同時でございました。運転席の直前に私の感覚では人が現れたという感覚でございます。

第1号調査請求者 いまのお答えは、人を確認したその瞬間とほぼ同時に跳ねたということですね。

被調査請求者 さようでございます。

第1号調査請求者 次の質問なんですけれども、これは直接は政治倫理とは関係ないかもしれませんが、是非知りたいことなので、教えていただきたいのですけれども……。

被害者が衝突した後に、空を舞ってから道路にぶつかったというふうに話を聞

いています。その落下した現場を事故後の検証か何かで警察から教えてもらったのではないかと思います。だいたいご自分が跳ねたと言われた場所から被害者の方が落下したその地点まで何メートルくらい離れていましたか。

被調査請求者 確か甲第13号証で交通事故現場見取図というのがございますので、そちらの方をご覧いただきたく存じます。

交通事故現場見取図の4地点。4地点といいますのは私が衝突後ブレーキをかけて若干進んだ後の停止地点が4地点でございますが、その前方のウ地点というのがありますが、交通事故現場見取図には書かれていないようでありまして、4地点の前であるというようにお聞きしております。

第1号調査請求者 そのウの地点がですね。私どもが手に入れました資料では省略というか、隠されておりますので、是非知りたいところなんです。

被調査請求者 私の方の現場見取図でもウ地点は書かれておりません。ただ、供述調書の中に4地点の前方というように書かれておりますので、4地点のすぐ前だと理解しております。

第1号調査請求者 事故後に再び現場に戻られておりますが、そのときに人だかりができていたあたりはどの辺でしたか。

被調査請求者 すいません。もう一度お願いします。

第1号調査請求者 ぐるっと回ってまた戻られてきたと思いますが、救急車が来る前に被害者が倒れている周りに人だかりができていたと思うんですが、その人達が立ってるあたりは、分かりませんか。

被調査請求者 申し訳ありませんが、それは把握しておりません。

委員 衝突した地点から何メートルぐらい先に被害者の方が倒れておりましたか。

被調査請求者 衝突して現場を離れてから我に返るまでの間は、自分でも意識のない状態でありましたので、衝突直後の状態というのは把握できておりません。

会長 記憶がとんだということですね。

被調査請求者 さようでございます。

第1号調査請求者 それでは、先ほどの質問に帰るようになりますけれども、自分が運転する自動車が人にぶつかったのが分かりましたか、とお尋ねしましたが、それは分かりましたというお答えでよろしいかと思うんですが、その人が路上に倒れたのは分かりましたかと先ほどお伺いしましたが、それは分からなかったということなんですか。

被調査請求者 その辺は把握できておりません。

委員 自動車が人とぶつかったのは分かったのですね。

被調査請求者 発見と同時に衝突したその瞬間は鮮明に覚えております。

委員 衝突してから迂回してますね。前に人がいたからバックして迂回したのではないですか。

被調査請求者 衝突直後の状態が私自身では空白の状態であったので把握できておりません。

委員 前に人がいたからバックして迂回したのではないですか。

被調査請求者 何度も申し上げておりますように、衝突直後の状態は自分でも何も分からない状態でありましたので、被害者の状態というのは、自分でも把握しておりません。

委員 普通は、そのまま直進するはずなのに、わざわざバックして右折していますよね。前に人がいたからバックして迂回したのではないですか。

被調査請求者 警察の方で取り調べのときにその点は、相当長時間に渡ってなぜすぐ現場で停止して、被害者の状況等を確認しなかったのか。それはなぜなのかと、おまえは何を隠しているのかと長時間に渡って追求をされておりましたが、私は、衝突直後は頭が真っ白になり何も分からなくなったということをずっと供述しておりまして、結局、衝突直後の精神状態、思い、私自身の感覚というのは、ずっと分からないままでございます。

委員 事実としては、分かりますが、結果は確認しておられないのですね。

被調査請求者 結果を確認……。そうですね。状況を確認したかということですが、やはり分からないとしか答えようがないのですが、確認はできておらなかったのかなと思ってございます。

委員 結果として、前におられたからバックしたのではないのですか。

被調査請求者 衝突後の経路につきましては、バックしたということも含めて、すべて警察の方の捜査といえますか、現場検証で分かりましたので、自分自身ではこうだからバックしたとか、こうだからここを右折したという感覚は、我に戻るまではございません。

第1号調査請求者 一言付け加えさせていただきますけれども、事故現場周辺の方にお聞きしたのですけれども、被害者はこの狭い路地の真ん中辺りに横たわっていたと話を伺っております。

村上さんは、事故当日まで当然運転免許をお持ちだったと思いますが、仮に自動車を運転している者が事故を起こした場合、怪我人を救護しなければいけないということをその当時ご存じでしたか。

被調査請求者 はい。運転免許を持っておりましたので、救護義務並びに警察への通報義務を存じておりました。

第1号調査請求者 自分が運転している自動車が人にぶつかるというのは、交通事故ですか。

被調査請求者 さようでございます。

第1号調査請求者 それでは、次ですけれども、事故後の警察官に対する供述からお伺いします。

警察官に対して「絶対に起こしてはいけないことを起こしてしまった、私の人生はどうなるのだろうという意識にかられたのです」と供述されましたか。

被調査請求者 その供述に関しましては、「絶対に起こしてはならないことを起こしてしまった。私の人生はどうなるのだろう。」とは具体的には供述しておりません。私は、最初の取調べのときに、警察官の方になぜ直ちに現場に停止して、救護義務と通報義務を果たさなかったのかと長時間に渡って尋問されておりましたが、頭が真っ白になり分からなくなって、そのまま運転をしてしまったと、ずっとこの供述を続けておりまして、なぜ頭が真っ白になったのか、なぜ分からなくなったのか、それを説明

しなさいということで、ずっとその説明を求められていました。それで、私は、正直にお答えしようとしたのですが、分からないものは分からないということで、供述を続けておりました。ずっとこのなぜ離れたのか、分からないものは分からない、この問答は平行線のままでした。そして、私が一般の方とは違って議員であるということから、私の人生はどうなるんだろうと思ったのではないかと、そういう意識があったのではないかと、様々な警察官の方が来られまして、そういう指摘をされまして、私も思い起こせばそのような意識が原因だったのであろうと同意をした次第でございます。それは、警察によくある誘導尋問ということではなくて、私と警察官の方との長時間の問答の末にでた推測に基づく結論ということでございます。確かに私もそういうことであろうと同意をいたしまして、ただ、私の人生はどうなるんだろうという具体的な供述はしておりません。以上でございます。

第1号調査請求者 その言葉どうりにおっしゃったのではないということは、分かりました。

それでは、肝心なことなんですけれども、今の時点ではお認めになられますか。

被調査請求者 内容とおっしゃいますと……、もう一度お願いします。

第1号調査請求者 警察官にあれやこれやと指導してもらいながら供述調書を作った訳です。

そこで書かれている村上さんの頭が真っ白になったとおっしゃるその内容が具体的にいうとこういうことであろうと推測されますか。今の時点で村上さんが真っ白になった状態というのを言葉で表現してみたとき、それはそういうことであると容認できますか。

被調査請求者 そのように考えます。

第1号調査請求者 同じく同じ日の供述書に「現実から逃避したい一心から」と供述書に書かれている言葉があります。それも先ほどの質問をさせていただきます。その内容を容認なさいますか。

被調査請求者 それは容認いたしたいと存じます。

第1号調査請求者 つまり、この政倫審が始まって以来、繰り返しておっしゃっていた頭が真っ白になった、それを具体的に表現してみれば、「絶対に起こしてはいけないことを起こしてしまった、私の人生はどうなるのだろうかという意識」と「現実から逃避したい一心から」というふうに解釈してよろしいのですか。

被調査請求者 そうであろうと考えております。

第1号調査請求者 次の質問に移ります。質問の文書の13番目なのですが、道路交通法上の救護義務違反は認めますが、故意に現場を離れていません、というふうに書いてらっしゃいますが、これはどういう意味でしょうか。具体的に説明していただきたいのですが…。

被調査請求者 客観的に故意だと捉えるのは仕方がないと思いますが、私自身では故意に逃走を図ったという感覚や気持ちは一切ございません。法に詳しい方にお尋ねしましても、自らの明確な意志を持って逃走を図ったような、よくテレビなどでやっているような、一般的によるひき逃げの場合には罰金だけでは済まされるようなことは、まずあり得ない、というようにお聞きしております。以上でございます。

第1号調査請求者 あいにく私は、法に暗いもので罰金40万円が重い罰なのか、軽い罰なのか判断できないのですが、ただ、現実に普通の生活感覚から考えますと前の道に被害者が倒れて路上で寝転がっている。それで、それを見たかどうかは分かりませんが、ギアをバックに入れて、車を後ろに下げてから狭い路地に入っていくというのは、かなりの判断を必要としたと思うんですが、それでもやはり自らの意志を持ってというのはお認めになれませんか。

被調査請求者 故意に限りなく近い、重大な過失だと考えております。

会長 被害者がいる、人を跳ねたという認識はあったのですか。被害者に怪我があったかもしれないということはどうですか。

被調査請求者 跳ねたという、衝突したという認識まではございます。衝突直後からの状態は私でも記憶がございません。

委員 被害者がいる、人を跳ねたという認識はあったのですか。

被調査請求者 はい。

第1号調査請求者 自動車が人にぶつかったことは分かりました、ということですね。その後、自分のことに精一杯で、怪我人にかまう余裕はなかったと聞こえるんですが、その点はそのまましておきましょう。

次ですけれども、一旦現場を離れて、その後、元に戻っておられます。先ほど青い矢印で書き込んでいただきましたが、これについても明らかにして欲しかったんですが、この審査会に至る前日に会長さんから自分から進んで明らかにするように協力なさいと言われていたと思うんですが、今回村上さんは特に落下地点と逃走ルートについては自ら進んで明らかにするようにと要請があったと思うんですが、村上さんは、用意されている文書には答えがありませんでした。

被調査請求者 もう一度質問をお願いします。

第1号調査請求者 これまでの審査会の席上において、例えば刑事事件の記録であるとか、この間具体的な被害者の落下地点、逃走ルートこれを明らかにするように、協力するように要請されていたと思うんですが……。

被調査請求者 その点に関しましては、落下地点には私が提出いたしました供述調書に記載がございましたので……。

第1号調査請求者 先ほどのお話では肝心のウの地点というのはわかりましたけど、肝心の地図にウの地点ございませんのでこのことか分からないままですので……。

被調査請求者 その点に関しましては、お詫び申し上げたいと思います。

第1号調査請求者 その点については、誠意が感じられないと思います。再び現場付近まで戻ってらっしゃいました。被害者の方のそばまでいらっしゃいましたね。そのときの被害者の様子は先ほどちょっとお伺いしましたけど、人だかりができてたか、重傷そうに見えたとか、その点についてはいかがですか。

被調査請求者 私の記憶によりますと数人の人だかりができていたというように覚えております。あと、被害者の方の状態ですが、路上に倒れたままで出血をされておりました。それで私は、「大丈夫ですか」と手を取ってお尋ねしたのですが、「私は今何をして

いるの」というようなことをおっしゃっていましたので、打ち所が非常に悪かったのではないかと大変心配になりました。

会長 被害者が倒れていた場所はどの辺りでしたか。

被調査請求者 4地点の前がウ地点だと思うのですが、人だかりというのはこのウ地点の周りです。ウ地点とほぼ同じ地点だと思います。

会長 被害者は路上でどのように倒れていましたか。

被調査請求者 頭は、南側を向いておられまして、上を向いておられました。あと、被害者の方の眼鏡が、確か胸ポケットにさしてありました。後頭部から出血されていた、ということで、その現場に仰向けになって、上を向いて、横たわっておられた状態でありました。

第1号調査請求者 それに関して私どもから証拠として提出しております文書で同じページに載っているかと思いますが、スリップ痕が5.5メートルというふうに書いてあります。これはブレーキをかけてから車が5.5メートル移動したということです。それに伴い、だいたい同じくらいの距離を飛ばされた。同じくらいか、あるいはそれ以上の距離を飛ばされた、というふうに解釈してよろしいか。

被調査請求者 もう一度質問をお願いします。

第1号調査請求者 交通事故現場見取図にスリップ痕が5.5というふうに記入されております。これは村上さんが運転なさっていた車がブレーキをかけてから移動したのが5.5メートルスリップしたんですね。

被調査請求者 そうでございます。

第1号調査請求者 その距離と同じくらいの距離若しくはそれ以上を被害者の方が飛ばされたというふうに解釈してもよろしいですか。

被調査請求者 そうだと思います。

委員 どれくらいのスピードで走行していたのですか。

第1号調査請求者 認識というのは狭い路地でございますので、比較的スピードはださずに走っていたつもりでございますが、後の現場検証にて30キロから40キロの範囲内であるというようにお聞きしております。

第2号調査請求者 そこに行くまでは加速中だったのか、減速中だったのか、同じ速度で走っていたのか分かりますか。

被調査請求者 確か、減速したとか、スピードを上げたという感覚はもちろんございませんので、同じスピードであったかと思えます。

第1号調査請求者 この現場の交差点には確か黄色いよく目立つ看板で「危ない」そのような注意を促すような道路標識が立ってたと思いますが、それについても確認なさらなかったんですね。

被調査請求者 さようでございます。

第1号調査請求者 ロードミラーが2箇所付いてますけれども、これについても確認なさらなかったんですね。

被調査請求者 確認できていなかったということが後の現場検証にて分かりました。

第1号調査請求者 次の質問に移ります。被害者が誰であるかというのは村上さんは、いつの時点で気がつかれましたか。

被調査請求者 現場に戻って、被害者の方に駆け寄ったときに気がつきました。駆け寄った瞬間、「まさか」という感覚とともに被害者の方に酷似しているなど、そのような感覚があったのを鮮明に覚えております。

第1号調査請求者 そうすると先ほど説明していただきましたように仰向けで眼鏡が胸ポケットにあった、その被害者の方を見たら被害者がどなたであるかというのが分かったということですね。

被調査請求者 はい。分かったのですが、やはりそういう偶然がありますので、まさかという思いもありました。

被調査請求者 次の質問に移ります。ぐるっと回ってきて現場に戻ってから脈をとってその方が誰であるか分かった。その後、車をちょっと離れた所に、交通のじゃまにならない所に移してらっしゃいますよね。

被調査請求者 はい。

第1号調査請求者 車を改めて移した後、現場付近にやって来たときに、救急車か警察のどちらかが到着していましたか。

被調査請求者 最初に現場に戻ったその直後に救急車が到着して、その後通行の妨げにならないように車を移動させて、もう一度移動させた直後に警察の方が到着したのだと思っております。

第1号調査請求者 すると、どちらも到着したときには現場付近には村上さんがいらっしゃったということですね。

被調査請求者 さようでございます。

第1号調査請求者 救急車それから警察どちらもそれを呼んだのは村上さんではありませんね。

被調査請求者 さようでございます。

第1号調査請求者 それでは一旦現場を離れた後、どのようなおつもりで、また、現場に戻ってらしたのですか。

被調査請求者 我に返りまして、なぜ離れたのか、被害者は大丈夫なのか、一刻もはやく戻って119番あるいは110番通報せねばということで現場に急行しました。

第1号調査請求者 そのような意図をもって戻ってこられたにもかかわらず、どちらにも通報しなかったということですね。

被調査請求者 先ず、急行することが第一だと考えたので、我に返った直後は、とにかく急いで現場に急行いたしました。

第2号調査請求者 我に返ったときは協立病院の前と書いてあったと思うんですが、そこにどのくらいおられたんでしょうか。車を協立病院の前に停めておられたということ…。

被調査請求者 それは違います。

第1号調査請求者 それと併せて、ちょっと伺いたいことがあるんですが、1月5日の朝ここに杭がありましたか。

被調査請求者 杭はその後現場検証でわかりましたが、そのときはなかったということござい

います。

第1号調査請求者 普段はここに通行止めの腰の高さぐらいの杭が2本立ってるのですが……。

ここに当日は、杭はなかったということですね。ここを出られて大きな県道なんですけれども、ここに中央分離帯があります。普通、運転する者として現場を立ち去ろうと思ったら、左折するのが自然だと思うんですが、どうして北上なされたんですか。

被調査請求者 その大通りを右折する地点では私は覚えておらないのですが、現場検証にてそこを右折したのだらうということが分かりまして、供述にもありますが、そこを右折してすぐに協立病院の向かいにて、我に返る訳なのですが……。

第1号調査請求者 今のお話ですと、ここを右に曲がって北上して、この間で我に返って被害者の方がどうだろうかとお思いになったんですね。

被調査請求者 さようございます。

第1号調査請求者 次の質問に参ります。その場にきた警察に逮捕されましたね。その後、警察から解放されて、その事故のこと、あるいは逮捕されたことをご自分で同僚の議員あるいは議会事務局に連絡なさいましたか。

被調査請求者 連絡というのは、私の方からはできておりません。

第1号調査請求者 連絡しなければならぬと思いつかなかったということですか。

被調査請求者 いえ。連絡できない状態にありました。釈放されて、すぐに本市の議会事務局長がおいでくださりまして、そこで初めて議会関係者とのコンタクトがとれた訳です。

第1号調査請求者 当日は携帯電話をお持ちでしたか。

被調査請求者 はい。

第1号調査請求者 また、供述書について伺いますが、1月7日付けの供述調書には事故後すぐに停止せずに現場から離れ、ちょっととびますけど、事故直後に車から降りて相手を救護しなかったこと、すぐに110番などして警察官に事故の報告をしなかったことについては、事実ですので、いわゆるひき逃げしたと言われても仕方ない行動であったことは、私自身理解できます、というふうに供述調書には書いてあるんですけれども、このお気持ちは今も同じと考えてよろしいですか。

被調査請求者 はい。その通りでございますが、ただ、客観的にはひき逃げしたと見られても仕方がない、というようには考えております。ただ、私の中では一旦離れてしまったものの救護義務、通報義務を果たすつもりで現場に急行いたしましたので、故意にやったという認識はございません。あとですね、当初一部報道がありました警察に追求されて事故を認めただとか、パトカーに追跡されて観念したとか、そういうたぐいのもの、いわゆるテレビでやっているような一般的なひき逃げではないということを申し述べさせていただきます。

第1号調査請求者 その故意に逃げたのではないというところが一番分からないのですけれども、何も分からないままに現場を離れたとおっしゃる訳ですが、それがですね、客観的に見れば十分故意に逃げていると私たち解釈できると思っておりますし、それから先ほどの「現実から逃避したいその一心から」このお気持ちは先ほどお認め

になりましたよね。

被調査請求者 はい。

第1号調査請求者 こういう事実を挙げてても重大な過失とおっしゃられるのですか。

被調査請求者 私のなかでは、さようでございます。

第1号調査請求者 法律には暗いもので、どういうのがひき逃げというのかはつきりと分かりませんが、自分が運転している車が人にぶつかって、それをその場で車を止めずに怪我人を救護せずに、警察にも通報しない、このような要素があれば、それはひき逃げと言われてもおかしくはないと思うんですが、その点についてはいかがですか。

被調査請求者 客観的にひき逃げしたと言われても仕方がなかったとは思いますが、その点に関しましては異議ございません。

第1号調査請求者 続けて伺います。市民に選ばれた、いわゆる市民の代表である身分である以前に人間として、してはいけないことをしてしまったという気持ちで私はこの点について心を入れ替え人道的な考えから一生反省する決意であります、というふうに証拠として提出されている供述書に書かれています。この言葉どうり受け取ってよろしいのですか。

被調査請求者 はい。

第1号調査請求者 それでは、一生反省するということはどういうことなのか、具体的にお聞かせください。

被調査請求者 直接的に、具体的に申しますと、運転免許の取得はしない、ということでございます。もちろん車の運転も今後いたしません。そして、議員としてというより人として、一人の男として今後いかなるときも目の前の状況から逃げることなくどのような困難にも臆することなく対処して、人を守る、家族を守る、住民を守る、弱い者を守るといったことを、生涯、五臓六腑に肝に銘じて生きていくということでございます。

第1号調査請求者 先ほど言うのをおやめになった議員としての責任をお聞かせください。

被調査請求者 議員としての責任は、確かに皆さまのご期待を裏切ってしまうと、私は、そのことは認めます。しかし、命ある限り、住民の皆さまにご奉仕をしたいという気持ち、私にかけてくださったご期待を裏切りたくないという気持ちを強く持っております。以上でございます。

委員 お見舞いなど行っておられるようですが、今の被害者との関係についてお聞かせください。

被調査請求者 はい。事故後の入院費その他のお医者様の関係のことにつきましては、保険会社の方で対処していただいております。あと、個人的にですが、ご迷惑を承知でお宅を訪問したり、電話をかけさせていただいたりしておりましたが、私自身も申し訳ない気持ちでいっぱい、何をするのが被害者の方にとって一番よいことなのかということは、なかなか難しい課題だなというように思っております。

第1号調査請求者 先に提出いたしました事故後のことについて、被害者の方が書かれた文書には、

議員を辞職することを望んでいる、というふうに書かれていたと思います。

被調査請求者 その点に関しましては、特に被害者の方のそのようなお考えについては、非常に申し訳ない気持ちでいっぱいです。

会長 被害者の方は、辞職してはどうかと言っています。その点については、どうですか。

被調査請求者 辞職したならば、私に対する非難も少しづつ薄らいでいって、平穏無事な生活を得ることになると思うのですが、それがほんとうにこの事件の重大な社会的責任を果たすことになるとは私はどうしても考えられませんでした。以上でございます。

第1号調査請求者 事故に関しては、以上で終わります。続いて辞職勧告決議に関連して質問いたします。村上さんに対しては川西市議会で2回も辞職勧告決議が出ています。先ず、1月30日付けの辞職勧告決議では、傍聴の方も大勢いらっしゃっておりますので少し読みます。「社会人としてはもとよりのこと、市民全体の代表者である議員としてあるまじきものであり、さらには、川西市議会に対する市民の信頼をも大きく損なわしめるもの」というふうに決議文で書かれています。このことについて、議員である村上さんはどのようにお考えですか。

被調査請求者 確かにその通りだと考えてございます。公人として非常に不適切な行為であり、川西の皆さまの議会に対する信頼、信用を大きく傷つけてしまったと認識しております。この点に関して、私は、重く受け止めております。以上でございます。

第1号調査請求者 続けて2度目の辞職勧告決議では、更に強い口調で「自らが引き起こした事故やその後の措置に対する責任、あるいは、市民の信頼感を大きく損なわせしめ、議会運営等に著しい混乱をもたらしたことへの責任の重大さに、業務上過失致傷及び道路交通法違反の刑の確定という事実を重ね合わせるとき、村上祐章議員が議員の職を辞すべき必然性はさらに強まったと言わざるを得ない。」と決議書に書かれています。このことについては、どのようにお考えですか。

被調査請求者 2度目の辞職勧告決議に関しましても、確かにそのとおりだと考えております。私を除く議会の総意として大変に重く受け止めております。以上でございます。

第1号調査請求者 その重く受け止めるというのは比喩的な表現ですので、理解しにくいのですが、もう少し説明していただけませんか。

被調査請求者 私を除く議会の総意であるということを常に肝に銘じながら、私は、皆さまのご批判を正面からお受けして、反省していきたく思っております。以上でございます。

第1号調査請求者 その反省なんですけれども、議員としてどうゆうふうに反省を形で示すのかお答えください。

被調査請求者 反省を形で示すということでございますが、私は、少しでも住民の皆さまに貢献できる可能性がある限り、身を粉にしてでも仕事を続けて参りたいと思っております。

第1号調査請求者 肝心な点をお伺いしておりません。なぜ決議に従わないのですか。

被調査請求者 今、申し上げた考えからでございます。以上でございます。

皆さまのご批判を正面よりお受けして、反省して、私自身は、大変ご批判が厳しい中でございますが、川西の住民の皆さまのために貢献できることが必ずある、貢献できる可能性というのを諦めてはございませんので、可能性がある限り、身を粉にして仕事を続けていきたいということでございます。以上でございます。

第1号調査請求者 常々の議員活動に関してお伺いしたいと思います。村上さんは、もう2年ぐらいになりますか、議員としてお仕事してらっしゃると思いますが、議会での一般質問は毎回なさっていますか。

被調査請求者 毎回という質問であります、毎回ではございません。過去に3度登壇をいたしております。平成15年第1回定例会3月議会にて市民の健康づくりというテーマで、これは最先端予防医療の提案についてということであります。2回目が平成15年第3回定例会6月議会であります、このときは、環境保護と歳出削減策としての省エネの取組について質問いたしました。3度目は本年の第2回定例会3月議会でございますが、中央北地区整備事業について、で質問の通告を提出してございましたが、残念ながらご承知のような結果になった次第でございます。

第1号調査請求者 その本年3月5日を含めて、3回ということですね。

被調査請求者 さようでございます。

第1号調査請求者 先日9月議会が、今も行われていると思うんですが、この9月議会では一般質問をなさいましたか。

被調査請求者 実は6月もそうなのですが、質問はしておりません、しておりませんといいますが、できてございません。本年の3月議会の反省を踏まえて、一般質問を行うには、他の議員のご理解が不可欠でありますので、そういうことを学習したということでございますが、ご協力を要請、お願い模索している段階でございます。もちろんご理解を得られ次第、一般質問を行いたいと考えてございます。

第1号調査請求者 3月議会5日の一般質問なんですけれども、村上さんの一般質問をめぐって議会が中断するという混乱状態を来しました。ところが壇上に上がった村上さんは、一般質問を取り止めたね。

被調査請求者 一般質問を割愛させていただきました。

第1号調査請求者 この一連の言動は、どのようなお考えだったんですか。

被調査請求者 この一般質問をいわば、通常とは違う状況で一般質問をしようとした目的は、先ほども申しましたように住民の皆さまに少しでも貢献できる可能性がある限り、決して諦めずに仕事を続けていくという姿勢を、まずは議員の重要な職務の一つである一般質問にてお示ししようということで、敢えて自粛という形をとらずに自分の意志を最後まで通したということでございます。

第1号調査請求者 この一般質問に先立って議長、副議長の方々から一般質問を控えるように内々に要請があったと思うんですが、ありましたか。

被調査請求者 「再考せよ」ということは、状況を勘案して自粛をすべきだという、お考えを伝えられました。

第1号調査請求者 それで市民への義務を果たすためにと、ご自分の意志を通された訳ですが、結

果として議会在混乱した訳ですね。

被調査請求者 さようでございます。

第2号調査請求者 通告したとおっしゃってたと思うんですよ。質問が重複したので取り止めるとおっしゃったんですが、誰の何というところと重なったんですか。

被調査請求者 私の直前に登壇された議員の方の質問内容を精査いたしましたら、詳細は会議録というのがインターネットでも公表されておりますので、それをご覧いただければお分かりになると思いますが、私の予定していた質問内容と重複の部分が多くございました。

第2号調査請求者 具体的に教えてください。今、聞きたいので。

被調査請求者 それは会議録をご覧いただければ、お分かりになると思います。

第1号調査請求者 会議録というのは何月議会の会議録でしたか。

被調査請求者 本年の3月議会の私の登壇する直前の議員の方の中央北地区整備事業についての項目でございます。

第1号調査請求者 すると直前の議員さんの発言は、議会では村上さんは聞いてらっしゃらなかったんですか。

被調査請求者 いえ、聞いておりました。メモなどとしておりますので、そういった内容を休憩時間中に精密に自分の中で考え直した結果、重複する部分が多くあることに気が付きました。通告というのは、前日か前々日に配られているのですが、内容自体は実際に聞いてみないと分からないことで、直前であったためにこのような結果になってしまったということでご理解いただきたいと存じます。

第1号調査請求者 その場の経緯をあいにくなことに傍聴しておりませんでしたので、誰が発言した後でどういうふう中断して、どれくらいの時間中断したのか私どもは分かりません。それでですね、その直前の質問なされた方の質問を村上さんは議場で聞いてらした。その後ですね、議長他が控えるように要請したにもかかわらず、自分の意志を通されて壇上に上がったすぐ後に議員さん達が退場なされたということなんですか。

被調査請求者 はい。さようでございます。

第1号調査請求者 とするとですね、仮に一般質問がスムーズになされたら、前の方と重複した質問をなさっていたということになるのですか。

被調査請求者 休憩中に精査いたしましたら、私の質問内容に重複する部分が多くあることに気が付きまして、通常の議会の状態であれば少々重複の部分があろうが更に掘り下げて質問することも十分考えられるのですが、この日の議会につきましては、私のつたなき判断ではございますが、割愛するのが妥当であると判断をさせていただきました。以上でございます。

第2号調査請求者 当日傍聴していましたが、定例議会が中断していたのは、1時から3時15分まで中断してました。それで、昼休み精査する時間があったはずだということと、もう一つが紛糾した後に登壇されたのですよね。

被調査請求者 はい。

第2号調査請求者 登壇せずもう質問を止めますと言えば、すぐ議事進行がスムーズにいったんじゃないんですか。わざわざ登壇して割愛しますと言う必要はないですよ。にもかかわらず、議長に対して続行しますというふうにおっしゃっていませんでしたか。

被調査請求者 結果的にはおっしゃる通りにしていた方が議事進行がスムーズにっていたのではないかと、その点に関しましては私も反省をしております。

第2号調査請求者 昼休みに精査すべきだった点についてはどうだったのですか。

被調査請求者 その点に関しましても精査に時間をとられまして、このような状況、結果になってしまいましたので、反省をしております。

会長 質問が重複しているので止めたのではなく、端的に言えば外の状況により取り止めたのではないですか。

被調査請求者 ただですね、重複の部分が多くあるということが、あくまでも今回の行動の経緯というか、判断基準でございます。

第2号調査請求者 それだったらですね、前日にも相当、同僚議員とか議長から説得を受けてる訳じゃないですか。何か起こるであろうことは新聞にも載ってるぐらい周知の事実ですよ。にもかかわらず、強行して結局やめた。全部中途半端じゃないんですか。

被調査請求者 ご指摘の点、中途半端であったのではないかというご指摘ですが、確かにそうであったのかなど、その点に関しましては、異議ございません。

委員 可能性のある限り、身を粉にして市民に貢献していきたいとおっしゃられてますが、貢献の仕方はどうですか。一般質問できない状況で貢献を模索中なのですか。

被調査請求者 確かに一般質問は議員の重要な職務のうちの一つでございますが、それだけが貢献の内容ではないと考えておりますので、一般質問ができるようになるまでは、その他のことで努力をさせていただこうと思っております。

第1号調査請求者 そのことについて具体的にお伺いします。村上さんは議員としての活動の様子を紙に書いたり、ホームページに発表したりして、議員としてのご自分の活動の様子を市民に報告してらっしゃいますか。

被調査請求者 市政報告とか活動報告といった類のものだと思いますが、今現在作成中のものがございます。後、それらの活動報告を配布する前にできるだけ全市民の全住民の皆さまにご覧いただける形で、先ずはお詫びの文書を発行させていただきたいと思っております。これにつきましては、今月中に実行させていただきます。

第1号調査請求者 ひき逃げと言われても仕方がないと、ご自分で認められる事故を起こしてから半年以上経ちますけれども、やっとお詫びの文書を作成されるわけですね。

被調査請求者 街頭にて、確か罰金の処分が、最終的な処分が下りましてから各駅、南は北伊丹から北は日生中央駅まで、各駅、各スーパーにて街頭謝罪というものをさせていただきましたが、なかなか傍聴されている方もそうだと思うのですが、なかなか全住民に対してというのは限界がございまして、文書の発行に替えさせていただこうというものであります。

第1号調査請求者 1号の土師でございます。私は、駅前でおたくの村上議員のお詫びをしているのを見たんですけど、あれでお詫びと言えるんでしょうか。私にはどうしても「すいませんでした。ごめんなさい。」なんか小学校の1年生の子どもが言っているような言葉しか聞こえてこなかったんですけども……。そして、その帰り主人も夕方6時、能勢口駅前でしたよ。それを見て「おい、あれ何やっとなんなん。あれでは議員として恥ずかしいぞ」といって帰ってきたのを覚えております。おたくはそれでお詫びをしたと思っているのですか。それを聞きたいです。

被調査請求者 あの、謝罪の仕方に大変足りない部分があるというご指摘は、実直にお受けしたいと思います。

第2号調査請求者 議員になってから報告会なり、ペーパーで出すことはなさっていないのですね。

被調査請求者 現段階では、まだ、できておりません。

第2号調査請求者 駅前とスーパーでお詫びをされたということですが、1回当たりどれぐらい時間をかけてやられたのかと何箇所ですられたのかをお聞きます。

被調査請求者 何箇所、何時間ということは、把握いたしておりませんが、各能勢電とJRですが、あと雲雀丘花屋敷もやりましたが、各主要駅ですね、省略といいますか、立っていないのは非常に乗客数の少ない、例えば笹部とかなんですけど、基本的にすべての駅で謝罪をさせていただきましたし、駅だけではなくて、いろいろ集客数の多い市内各スーパーを回らせていただきました。だいたい、時間といたしましては、朝なら通勤の7時から8時半くらい、夕刻ですと、ばらばらですけども、5時から7時くらいということでございます。

第1号調査請求者 先ほど準備していらっしゃるお詫びの文書なんですけども、そのときに、タイミング的には、お詫びのときに配られるのがよかったんじゃないですか。

被調査請求者 お詫びのときに配布物を用意してございまして、以前ある市民団体の方から質問状というのがございまして、その質問状の内容と、それに対して私が作成いたしました回答書をセットにして配らせていただきました。

第1号調査請求者 それはどこの駅で配られましたか。

被調査請求者 持参しておりましたので、各駅で配ることができたと思っております。

第1号調査請求者 持参して、通っている人みんなに配りましたか。

被調査請求者 配り方があまりうまくないと言いますか、受け取ってはもらえませんでした。各駅に配布をしようということで、一応持参しておりました。

第1号調査請求者 私も主人もあなたの演説を見ましたけれども、一切そういうふうなものは見ていませんが、どういうふうなつもりですか。私は11時前でした。そして主人は6時過ぎには能勢口、JRから阪急バスに乗って帰ってきますので、必ず通っているんです。村上議員が2日間お詫びしているよと、そういうふうなものは一切、もらったら必ずもらって帰る人ですけれども、配ってましたらどういう風なものでも、配ってる人がかわいそうだからともらって帰る人なんですけども、一切見てないのですけれども、そのときは、配ってなかったんですか。

被調査請求者 基本的には私が謝罪しておりまして、もう一人配る人間がおりまして、ただ、

ずっと2人でやっていたのではなくて、私が謝罪をしてその近くで私の支持者の方が配るといふときもありますし、その支持者の方がおられないときは、私一人で謝罪をしていると、人がたくさん通られるときは、謝罪の気持ちを多くの方に伝えたいということで、配布をせずに大きな声を出して謝るといふ形をとっておりましたし、比較的人の少ないといふか、狭いところでは謝りながら私は一人でも配布するといふことをしておりました。常に配布をしていたといふことではございません。

第1号調査請求者 これまでの質問で明らかになったことは、村上さんが議員になられてから議員としての活動を報告するような文書やホームページなどは、まだお作りになっていないといふことと、事故に対するお詫び又は説明といふようなことも駅前あるいはスーパーの前でのお詫びの行動でしか現れていないといふことですね。

被調査請求者 議員の活動をちゃんと行っているか、謝罪をちゃんとしたかどうかといふのは、住民の皆さまのそれぞれ一人一人の有権者のご判断に委ねたいと思っております。

第2号調査請求者 ホームページについてお聞きしたいのですが、選挙前までページ持っておられましたよね。僕は見てますよ、あなたのページを……。

被調査請求者 それはどのようなホームページでしょうか。

第2号調査請求者 僕が見たのは正しく名称が言えないので、今言うのを差し控えますが……。

会長 議員になられる前も自身のホームページを開設したことはないのですか。

被調査請求者 過去にですね、議員になる遙か以前ですが、政治とは関係のない分野でホームページを開設したことはございますが、政治活動用の私のホームページは開設しておりません。

第2号調査請求者 今でも見れるページだと思うんですけど、川西市議会を考える会という肩書きで村上祐章さんのお名前が載っているのですが、あれは何なんですか。

被調査請求者 あれはですね、私自身そのような会に所属もしておりませんし、そのような会の代表も務めておりませんので、削除の依頼をお願いしましたが、既に掲載されている連絡先、電話番号などが使われておりません、ということで私自身も困っております。

第2号調査請求者 今のでだいたいどういうページかお分かりになったと思うんですが、その中にあなたのホームページがリンクされていたんです。それで、そのホームページにはあなた自身の写真も使っているんですよ。写真も盗用されたといふことですか。

被調査請求者 その点に関しましては、本当に把握しておりません。

委員 議会の中でつらい思いをされていると思うんですが、議員としてのビジョンを持っておられるか。あまり見えてこないのですが……。

被調査請求者 ビジョンといふのは、まだなかなか確立するには至っておらないのですが、まずは議案の調査研究を通して、どうすれば川西市政にいい影響を与えられるか、試行錯誤している段階でございます。夏期、8月には実費で上京しまして、ある有名な政治家の方のシンクタンクのほうにおじゃまをさせていただいて、主に経済ですけれども特に地方自治体の経営といったような分野でお話を伺ったり、アドバイスを受けたらといふことをして参りました。そういうことだけではなくて、市内各地を

歩き回って気づいたところを市の担当部局に伝えるだとか、住民の方々のご意見、ご要望をお伝えするとか、日々の地道な活動と併せまして今後も諸先輩方のご指導をお受けして、市政全般の勉強に努力して参りたいと考えております。以上でございます。

委員 政治倫理審査会の多数の市民の署名については、議会の辞職勧告決議よりも重いものがあると思いますがどうですか。

被調査請求者 私の事件に関しまして、皆さまには多くのお時間を煩わせてしまいまして、申し訳ない気持ちでいっぱいでありまして。以上でございます。

委員 選挙公約は何でしょうか。その進捗状況も併せてお伺いしたいのですが。

被調査請求者 住民の皆さまご承知の、特に調査請求者の方々にはご承知のことだと思うのですが、私は政治に関しまして、何の実績も経験も無いままに情熱だとか、やる気だとか、そういったことを訴えて当選させていただいたような身でありますので、特にこういったことをするという具体的公約は訴えておりません。すぐに何か制度を作ったとか、何処どこに施設を建てたというような功績ももちろんございませんし、正直申しまして、今は優れた結果を残すには至っておりません。

第2号調査請求者 今手元に選挙公報を持っているのですが、この選挙公報の中の1つに議案について調査、研究に毎日費やす、と書かれていますが、今までの発言と今の答弁と矛盾ありませんか。

被調査請求者 矛盾はないと思っております。

委員 市民の代表である議員として、責任の取り方というものをどのようにお考えですか。若い世代の人々に対して責任の取り方というものをどう示すべきだと考えておりますか。

被調査請求者 政治家の不祥事というものは、全国津々浦々で問題になっておりまして、そのご本人の方は最初は否定をして辞職をしないと行って、否定できなければ辞職をされておられます。私は、悪くないから辞めない、悪いから辞めるということではなくて、率直に逃げ隠れせず、皆さまのご批判を正面よりお受けして、反省して可能性がある限り、決して諦めないという姿勢を見せ続けることで、よい影響を与える可能性を諦めず、身を粉にして仕事を続けて参りたいと思っております。

第1号調査請求者 最後にこれだけは聞いておきたいのですけれども、これは質問の文書でも用意しております。警察に逮捕されて、裁判所から命令もでている訳ですよね。業務上過失傷害、道路交通法違反という事実があり、この事実を受けて罰金刑、罰金40万円というのが裁判所から命令されているのです。市民の代表として議員である村上さんに質問します。これらの法律を守らないという事実、罰金刑を受けたということは議員としてふさわしいとお考えですか。

被調査請求者 それは市民の代表者である議員として、ふさわしくは決してございませんが、法的な議員の存在根拠というのは残していただいたので最小限の可能性は与えていただいていると理解しております。後は、私は、身を粉にして、仕事をして最終的には住民の皆さまの有権者のご判断を仰ぎたいと考えております。

会長 被害者の方と示談は成立していませんね。

被調査請求者 まだ、現在、整骨院に通われているとお聞きしておりますので、示談の作成には至っておりません。

会長 被害者の方には保険会社との示談のほか、ご自分では示談交渉にはいかれていないのですか。

被調査請求者 退院された直後に、慰謝料という形で気持ちをお伝えしました。

会長 被害者の方は、それを受け取りましたか。

被調査請求者 お受け取りいただいて、現在、通院されているということで、まだ、示談には至っておりません。

会長 被害者は辞職を勧めているが、あなたの考えはどうですか。

被調査請求者 その点に関しましては、ほんとうに住民の皆さまや議会関係者の皆さまに申し訳ないという気持ちは、今まで申し上げたとおりなんです。特に被害者の方に対しては、ほんとうに申し訳ない気持ちでいっぱいでありまして、ほんとうに申し訳ないことをしたなと思っております。

会長 あなた自身の反省がよく分からないのですが。

被調査請求者 ほんとうに被害者の方に関しましては、心からお詫びを申し上げたいと常々思っております。申し訳ない気持ちでいっぱいでありまして。

委員 お詫びを言葉で表しているが、お詫びを形で表すことはしないのですか。

被調査請求者 被害者の方に対しては、ほんとうに率直に申し上げまして、申し訳ない気持ちでいっぱい、これ以上言葉にはできないのですが、申し訳ない気持ちで常にいっぱいでありまして。市民の方々に関しましても同様でございますが、私は、この度の事件に関して、皆さまのご批判をほんとうに正面からお受けして、しかし、可能性は諦めず、身を粉にして全身全霊で仕事を続けて参りたいと、一貫して思っております。

委員 川西の発展は、議員としての立場でしかできないのですか。市民ボランティアなどでも貢献できると思うのですが。

被調査請求者 やはり、今、事実として議員の存在根拠がございますので、可能性のある限りは議員として仕事をすべきだと思っております。

委員 議員の存在意義は分かるが、公約も果たせていないし、ビジョンも見えてこない。議員として何がやりたいのかが全く見えてこない。

被調査請求者 やはり、その通りだと思います。反省しております。

委員 今そうやってらっしゃる立場が市民の税金の結果として、その立場があるのですから、私たちが一市民として公約をどのように果たしてこられたかとか、今現在進行形で更にこれだけのことをしようとしておられるのかが見えてこなければ、納得できません。この状況でこうしたいという先のことでなくて、先ほど聞いておられたビジョンとか、政策というものが、今現在議員でおられるなら、そう言う立場で即座に語っていただければ分からないと思うのですが、いかがでしょうか。

被調査請求者 大まかには、市政推進と発展のために、力を尽くしていきたいと思っております。

すが、今現在行われております行財政改革だとか、行政SR作戦というものが川西市では進められておりますし、中央北地区整備事業に代表されます新しいまちづくりですとか、新しい施策の導入、例えば広報とか市議会だよりに民間企業の広告を載せて、財政の一助になるために、そういったものを載せまして少しでも広告収入を得るだとか、将来の市町村合併の可能性もにらみまして、様々な分野で広域の行政を推進するだとか、そういったことを具体的には考えてございます。

第2号調査請求者 会長に対してなんですが、僕も一応質問を用意しているのですが、でももう9時半ですよ。この状況で続けますか。

会長 もうほとんど質問が出尽くしたのではないのでしょうか。

第2号調査請求者 僕自身の質問は、もう我慢できなくて質問を挟まさせていただいたというのがあるんですが……。

第1号調査請求者 話の腰を折るようですが、正直な話、私たち請求第1号は、被害者の方と親しい関係にあります。私は被害者の方の当日の入院のお見舞いに行きました。それから、被害者の方が刑事記録を取り寄せた資料も見せてもらっています。わりと事故のことを事細かにお話を聞いているのですが、先ほどおっしゃった費用の点について疑問に思った点がございましたので言わせていただきますが、費用の点について、村上さんから入院の費用は出していただいたとお伺いをしているんですが、慰謝料については、受け取ったということを私たちは聞いたことがないのです、ということを一言申し添えたいと思います。

被調査請求者 すいません。被害者の方のことですので、一言申したいのですが、確かそれを退院された直後に持っていきましたときに、「受け取ります」ではなくて、「預かります」とおっしゃっていたと思います。

会長 慰謝料の具体的な金額はいくらですか。

被調査請求者 弁護士の先生の方にちょっと適切な額がわからなかったもので、30万ということをお聞きしまして、その通りいたしました。

会長 第2号調査請求者の方は、質問事項を拝見すると第1号請求者の質問と重複する部分も多いので、だいたい15分程度で質問していただけますか。

第2号調査請求者 無理です。

会長 それでは、簡潔にお願いします。

第2号調査請求者 論旨は3点あります。議員として議会で活動していない、辞職しない理由について、2つ目は責任について。これはだいぶ重複する点もあるのですが、多少質問したいと思います。

会長 重複している点は、質問を差し控えてください。

第2号調査請求者 重複したときは、止めてください。それでは、議会は何をやる場所ですか。

被調査請求者 市の重要な案件を審議するところでございます。

第2号調査請求者 議会での決議の意味とか、重みとかをどう考えておられますか。

被調査請求者 決議は重く深刻に受け止めておりますが、住民の皆さまに貢献できる可能性がある限り、決してあきらめず、活動していくという気持ちは変わっておりません。

第2号調査請求者 甲第8号証や乙第1号証で、川西市の財政難を立て直すため、誰もが納得できる歳入増の方向性をシンクタンクのように提言していきたくてありますが、あなた自身が議員を続けることによって、財政悪化の一因になっているとは思いませんか。

被調査請求者 それは、財政悪化とは関係ないと思っております。シンクタンクの件に関しましては、夏の間に私なりの行動をさせていただいたつもりです。

第2号調査請求者 私の試算ですけど、事故後、すぐ辞職したときと比べて、費用が1,080万余り、時間にして8時間36分、これは今日の時間と経費は、入っておりません。それぐらいかかっております。なのに一因とは思っておられないのですか。

被調査請求者 財政悪化の一因とは思っておりません。

第2号調査請求者 1,000万の無駄ですよ。

被調査請求者 それは、無駄にならないように今後努力したいと思います。

第2号調査請求者 今の時点では無駄なんじゃないんですか。

被調査請求者 そのご指摘はお受けいたしますが、無駄にならないようにその可能性を決して諦めずに仕事を続けて参りたいと思っております。

第2号調査請求者 審第16号証で1月26日議員協議会の議事録にあるのですが、議員が「私は事件があったあと、あなたをずっと見ているが寸秒惜しまず、身を粉にして奉仕する態度なんか一回も見えていない。どんなことをしましたか。」という問い掛けがあります。これにどう答えられますか。

被調査請求者 そのご批判は、もちろん正面からお受けしたいと思っておりますし、諸先輩方のご指導をお受けしながら、日々市政全般の勉強に努力したいと思っております。

第2号調査請求者 ご指導も、ご協力も受けられないんじゃないんですか。

被調査請求者 現段階では、そういう状態ですが、少しずつですが具体的にお名前はここでは言えませんが、議員の方の中でも、あと川西のある会の代表の方だとかその他川西市政に携わっている方の中で少しずつですけれども、確かにきみは悪い、悪いものは悪い、わしはおまえを許せないと思ったと、しかし、その事件後のきみの行動を見ていて、がんばるなどとは言わないぞと、人の気持ちというものは一生涯許さないそういうものではないから、諦めないでがんばるといふならば、わしはがんばるなどとは言わない、とおっしゃってくださる方もおられますので、私自身は諦めてはございません。

第2号調査請求者 先ほどの議員のどんなことをしていましたか、という問いかけの答えは聞いてないと思うのですが……。

被調査請求者 どんなことと言うと……。

第2号調査請求者 寸秒を惜しまず身を粉にして奉仕する態度なんか一回も見えていないと……。

被調査請求者 なかなか全ての皆さまにそう思っただけなのは、大変難しいと思うのですが、具体的にはあくまで件数は多くないのですが、住民の皆さまのご意見だとか、ご要望をお伝えしたり、受動的にそういう意見や要望を待つのではなくて、何か自分でできることはないかという気持ちで、自分なりに市内を歩き回ったりとかいう

活動はしております。ただ、たすきを掛けて歩いているわけではないので、なかなか皆さまにそういう活動は見てはいないのかなという思いはしております。

第2号調査請求者 議会で議員の仕事は何ですか。

被調査請求者 それは、人それぞれだと思うのですが、議会における議員の仕事は、議案の審議と、議案に対する議決、表決だと思います。

第2号調査請求者 あと、質問もですよ。

被調査請求者 質問も重要な職務の一つでございますので、ご協力をお願いしている段階でございます。

第2号調査請求者 1月5日以降で、委員会で何回質問されましたか。一般質問の話は今まで出ましたが、委員会何回でしょう。ここでいう委員会は、常任委員会と特別委員会に限定します。

被調査請求者 委員会において、質問というのはしてございません。

第2号調査請求者 一回もされてはおりませんよね。

被調査請求者 さようでございます。

第2号調査請求者 一般質問でもやっていない、委員会でもしていない。ということは、議会内ではお仕事されていないということですね。

被調査請求者 そうではございません。議題の表決に参加しております。

第2号調査請求者 表決はしていても、質問していなければ全然意味ないんじゃないですか。政治家の仕事の大きな部分は発言だと思うんですが……。

被調査請求者 それは、人それぞれです。

第2号調査請求者 議員の方にアンケートをとっておりますので、その中の幾つかを紹介したいと思います。日頃村上議員の勤務態度についてどのような思いですか、という問いに対して、地域住民や市民等の接点がよく見えない。議会での発言はほとんどなく何を考えているのか分からない。視察に行っても真摯に学ぶという態度は感じられません。毎日のように議会へ来ている私たちですが村上氏にはほとんど会うことはありません。どのような活動をされているのか全く見えない。

1月5日以降の村上議員の議員活動は、それ以前と比べてどのような変化がありましたか、と聞いているんですよ。その中では委員会傍聴に入って、予算書を持たず、ということに出くわしました。何が審議されているのか、何の資料が必要かもわからず、ただポーズだけでは困ると意見したことがあります。事件以前、時間的観念はルーズであったが、その後変化があったようには思えない。発言もよく分からない。罪を犯した責任について感じとれない。変化、全く感じられません。以上のことだけを見ても、今おっしゃった所と矛盾しませんか。

被調査請求者 いろいろな受け止め方をされていると思いますが、私自身は、先ほどから何度も申しますように、身を粉にして仕事を続けていくという姿勢を私の中では持っておりますし、最終的には有権者の皆さまのご判断を仰ぎたいと思っております。

委員 いつの時点で判断を仰ぐのでしょうか。

被調査請求者 地方自治法に定められております制度もありますし、次の選挙ということもございまして、いずれにしても議員を選ぶのも、辞めさせるのも最終的には有権者の判断を仰ぐべきだと思っております。

第2号調査請求者 ずっと、再三再四、責任ということを言われていますが、何が社会的、道義的責任で、何が刑事的、民事的責任なのか、また、政治的責任についてはどのように果たされているのか具体的にお答えください。

被調査請求者 刑事的にはご承知のように伊丹区検察庁から罰金の処分が下されました。民事的には、被害者の方と示談の成立を模索している段階であります。政治的には辞職勧告ということをお受けしましたが、何度も言いますように重く受け止めた上で、私は私なりの信念で、法的な根拠がある限り、可能性があるという理解をして仕事を続けて参りたいと思っております。

第2号調査請求者 具体的に政治的責任とは何ですか。どのような行動をもってされているのか、結果をお聞かせください。

被調査請求者 ご批判を正面よりお受けして反省することが、私の政治的責任だと思っております。以上でございます。

第2号調査請求者 あの、こういう言い方しなくなかったんですけど、ポーズだけなら猿でもできると思うんですが、結果、どういうふうな態度をもってしたか、行動をとったか、それをお聞かせ願いたい。

被調査請求者 現在作成中と申しましたが、今後市政報告、活動報告などを配布させていただきますし、それだけではなくて、先ほど申しました日々の地道な活動もございまして、シンクタンクのように提言するといったような議案の調査研究ということもございまして、今後の活動を通して最終的には有権者の皆さまのご判断を仰ぎたいと考えております。

第2号調査請求者 第一号請求者と重なる部分もございまして、我慢してください。審査会に証拠提出に係るやりとりを、時間が押しておりますので、4回以降に絞ってちょっと振り返りたいと思うんですが、村上議員が証拠を2、3日後に入手できると第4回で言われております。そこで会長が被害者が現実に落下した場所が特定できるもの、事故の関係だけを証拠として出して欲しい、それを証拠として採用することを前提として次回に尋問を行うので、手元に来たら早めに出して欲しい、と言われています。審査会の議事録第4回の1ページから3ページに渡り再三要請されましたが、村上議員は23日後に被害者の落下地点が記されていない警察作成の調書のみを提出されましたが、そこでお尋ねします。このことだけを見ても審査会に対して、誠実だったのでしょうか。

被調査請求者 落下地点は供述調書の中に書かれておりますし、交通事故現場見取図に具体的にはウ地点ですけれども、これが書かれていなかった点はお詫び申し上げたいと思います。

第2号調査請求者 その見取図を出したのは、あなたではなくて第1号請求者ですよ。それを見た上で会長がその見取図の中にウ地点が書いてあるものを出して欲しいということをお尋ねしたい。

要求されたんですよ。お聞きでないですか。

被調査請求者 供述調書で足るもの思っただけで、その点はお詫び申し上げます。

第2号調査請求者 もう一点あったんですが、2、3日後に入手できるとおっしゃってたのに、あなたは23日後に出されましたね、事務局に。これはどうしてこんなに遅れたんですか。事務局から何回も催促の電話があったと思います。というのは、僕自身早く手元に欲しいと言うことを事務局に要求しました。そのときに要求してますが、という返答があったんですよ。

被調査請求者 遅れましたことに関しましては、お詫び申し上げます。

第2号調査請求者 どういう理由で遅れたんですか。事前質問でですね、お手元に届いたのはいつですかというのがあります。その答えをいただきたいのですが。

被調査請求者 これは届いたのではなくて、伊丹区検の方から連絡がありまして、私が取りに行きました。

第2号調査請求者 いつですか。

被調査請求者 それはちょっと把握できておりませんので、必要ならば伊丹区検に問い合わせることもやぶさかではございません。

第2号調査請求者 少なくとも事前質問しているにもかかわらず、これについて調べていないということはどういうことなんですか。

被調査請求者 封筒をお持ちいただけますか、ということですので封筒はありません。連絡を受けて取りに行きました。その日付というのは、申し訳ありませんが分かりません。前回の政治倫理審査会の2、3日後くらいに連絡を受けたと思います。

第2号調査請求者 2、3日後くらいに連絡があったにもかかわらず、どうして23日後の提出になったのですか。

被調査請求者 供述調書を精査していたということもございしますが、遅れましたことは、お詫び申し上げます。

第2号調査請求者 第2回審査会で会長が、村上議員が議員であり続ける正当な理由があるとか、第3回のときには、正々堂々あなたが議員として職務を全うする立場であれば、説明していただいたほうがいいんじゃないかと促されています。今日の審査会においてもこの正当な理由や説明を聞いた覚えがありません。簡潔に言っただけですか。

被調査請求者 すいません。質問の趣旨が分かりません。

第2号調査請求者 議員であり続ける正当な理由とか、正々堂々議員として職務を全うする立場であれば、説明をして欲しいと会長が言っているんですよ。それは第2回や第3回のときなんです。それで今まで正当な理由は一切聞いてことはありません。聞いているのは、ただ単にたまえ勝手な都合主義の言い訳しかないと思います。

被調査請求者 議員としての存在根拠が法的に確実にございます。

第2号調査請求者 最後の質問なんですが、第3回審査会において、今を受けてなんですけど、議会議員及び市長の倫理に関する条例第3条の2項を示しながら、会長が議員として説明する義務があるとあなたに言われています。具体的に何をどのように自

- ら誠実な態度をもって疑惑を解明されたのですか。疑惑を解明されたのですか。
- 被調査請求者 私自身は、今日の審査会で解明しているつもりではございますが、不十分な点はお詫びしたいと思います。
- 第2号調査請求者 何個か抜粋しながら質問したんですが、大別すると議会で議員として活動していない状態と責任について、審査会に対する不誠実性について質問しました。行財政改革中の川西市において財政難を立て直すための提言をすと言っておられた村上議員自身が財政を圧迫しています。責任について盛んに言われておりますが、議員の活動をほとんどしていない現状が浮き彫りになったと思います。最後の質問についても全然自ら誠実な態度を持って疑惑を解明したとは思えません。そして、議会において、本会議においては、2回の辞職勧告、一般質問強行による混乱、事態収集のため正副議長や議運正副委員長などによる……。
- 被調査請求者 大変申し訳ありませんが、簡潔にお願いします。
- 第3号調査請求者 最後にまとめをしようと思ったのですが。
- 会長 質問ではありませんので、意見は意見として出してください。アンケートなども含めて請求者の意見があれば3週間以内で提出ください。村上議員は、なぜ議員を続けるのか、意見があれば出してください。
- 第1号調査請求者 最後に一つだけお尋ねします。今回の審査会でなにがしかの結論が出されますが、その結論に対して村上さんは尊重なさいますか。
- 被調査請求者 それは結論を拝見してから考えたいと思います。
- 委員 それであれば、もう一度確認したいんですけども、川西を良くしたい、川西のために働きたいという熱い思いをもって実行するために、なぜ議員という働き方を選ばれたのか。そういう事故があった後もなぜその思いを実現するために議員である必要があるのかだけ、率直に教えていただけませんかでしょうか。
- 被調査請求者 住民の方に対して最も貢献できる、私の中で最もそうできるのではないかという仕事が議員であります。また、命ある限りですが、住民の皆さまに奉仕したい気持ちと私にかけてくださっている又かけてくださったご期待というものを大変大きく感じておりますので、それを絶対に裏切りたくないという気持ちを強く持っております。以上でございます。
- 会長 それでは、これをもちまして結審とします。今後裁決を行いますので、また、裁決日等が決まりましたら、関係者にご連絡申し上げます。
- 以上で審査会を終わります。